

保険料水準の統一に向けた都道府県ごとの状況

参考 3

○ 令和3年度からの各都道府県の国保運営方針において、保険料水準の統一に向けて何らかの目標年度を定めている都道府県は下記のとおり。

都道府県	運営方針への記載状況等	都道府県	運営方針への記載状況等
北海道	・納付金ベースの統一：6年度 ・完全統一：R12年度	静岡県	・到達可能な段階の保険料水準の統一：R9年度 ・完全統一：段階的に実施
青森県	・納付金ベースの統一：R7年度 ・完全統一：引き続き協議	三重県	・納付金ベースの統一：R5年度 ・完全統一：段階的に進める
秋田県	・納付金ベースの統一：R15年度 ・完全統一：長期的課題	大阪府	・完全統一：H30年度（R5年度まで経過措置あり）
福島県	・完全統一：R11年度（当分の間、例外措置あり）	兵庫県	・納付金ベースの統一：R3年度 ・完全統一：可能なものから段階的な目標設定を検討
群馬県	・納付金ベースの統一：R6年度 ・完全統一：今後協議	奈良県	・完全統一：R6年度
埼玉県	・納付金ベースの統一：R6年度 ・市町村毎の収納率を反映した統一：R9年度 ・完全統一：収納率格差が一定程度まで縮小された時点	和歌山県	・到達可能な段階の保険料水準の統一：R9年度
山梨県	・納付金ベースの統一：R12年度	広島県	・市町村毎の収納率を反映した統一：R6年度 ・完全統一：収納率が市町村間で均一化したと見なされる段階
長野県	・概ね二次医療圏での医療費指数の統一と応益割額の平準化： R9年度	佐賀県	・完全統一：R9年度（R11年度まで経過措置あり）
		長崎県	・納付金ベースの統一：R6年度
		沖縄県	・完全統一：R6年度

- ・納付金ベースの統一：納付金算定に当たって、 $\alpha = 0$ （年齢調整後の医療費水準を反映させない）とすること
- ・市町村毎の収納率を反映した統一：統一保険料率をベースに市町村毎の収納率を反映させること
- ・完全統一：当該都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料であること※例外あり

上記の他にも、地域の実情に応じた保険料水準の統一の検討が進んでいる。

- ・納付金算定において医療費水準の反映を段階的に引き下げることとし、その方針を定めている都道府県（宮城県、福岡県）
- ・保険料算定方式の統一の目標年度を定めている都道府県（茨城県、福井県、鹿児島県）
- ・保険料水準の統一に向けたロードマップを作成することとし、その目標年度を定めている都道府県（神奈川県、愛媛県、熊本県）

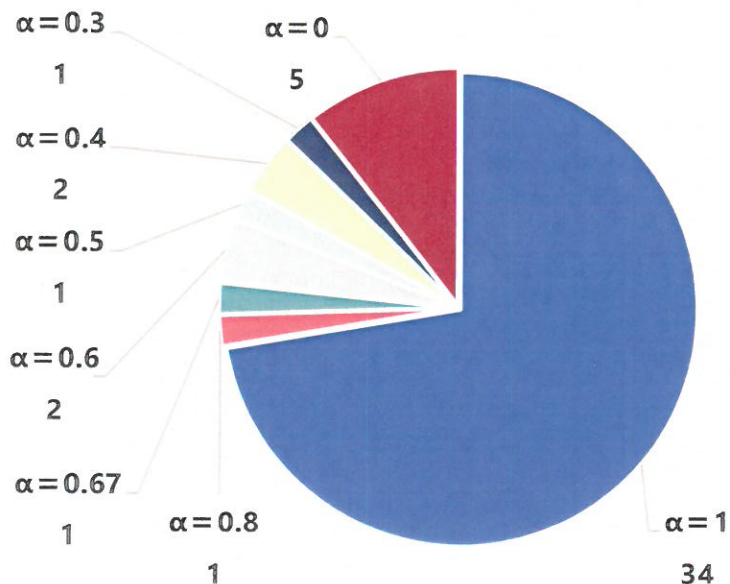
【参考】都道府県ごとの納付金ベースの統一状況

参考3

各都道府県の α の設定状況（令和4年度納付金算定）

○ α ：納付金の算定に当たって、年齢調整後の医療費水準をどの程度反映するかを調整する係数

R4算定の設定状況



α	1	0.9	0.8	0.7	0.67	0.6	0.5	0.4	0.3	0
H30都道府県数	40	-	-	1	-	-	2	-	-	4
H31都道府県数	39	1	-	1	-	-	2	-	-	4
R2都道府県数	39	0	-	2	-	-	2	-	-	4
R3都道府県数	35	1	1	1	-	1	3	-	-	5
R4都道府県数	34	-	1	-	1	2	1	2	1	5
			山梨県		埼玉県	青森県 佐賀県	北海道	宮城県 群馬県	三重県	滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県

※ 赤字はR4仮算定においてR3本算定よりも α の引き下げて設定している都道府県

$\alpha = 1$
市町村の年齢調整後医療費水準を納付金の配分に反映

$\alpha = 0$
市町村の年齢調整後医療費水準を納付金の配分に反映しない